

○松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例施行規則

平成25年3月29日

規則第41号

改正 平成28年3月31日規則第28号

(趣旨)

第1条 この規則は，松山市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員，設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年条例第53号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(用語)

第2条 この規則において使用する用語は，条例において使用する用語の例による。

(電磁的方法による重要事項の提供)

第3条 条例第12条（条例第66条及び第87条において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規則で定める方法は，利用申込者又はその家族からの申出があった場合において，条例第12条の重要事項（以下この条において「重要事項」という。）を電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法であって次に掲げるもの（以下この条において「電磁的方法」という。）により提供することとする。

(1) 電子情報処理組織（指定地域密着型介護予防サービス事業者の使用に係る電子計算機と，利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織をいう。）を使用する方法のうちア又はイに掲げるもの

ア 指定地域密着型介護予防サービス事業者の使用に係る電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し，受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

イ 指定地域密着型介護予防サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し，当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法（電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は

受けない旨の申出をする場合にあつては、指定地域密着型介護予防サービス事業者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)

(2) 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準じる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したものを交付する方法

2 電磁的方法は、利用申込者又はその家族がファイルの記録を出力することにより文書を作成することができるものでなければならない。

3 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、電磁的方法により重要事項を提供しようとするときは、あらかじめ、当該利用申込者又はその家族に対し、次に掲げる事項を示し、文書又は電磁的方法による承諾を得なければならない。

(1) 使用する電磁的方法の種類

(2) ファイルへの記録の方式

4 前項の規定による承諾を得た指定地域密着型介護予防サービス事業者は、文書又は電磁的方法により利用申込者又はその家族から電磁的方法による重要事項の提供を受けない旨の申出があつたときは、当該利用申込者又はその家族に対し、当該重要事項の提供を電磁的方法によつてしてはならない。ただし、当該利用申込者又はその家族が再び同項の規定による承諾をした場合は、この限りでない。

(指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第4条 条例第23条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定介護予防認知症対応型通所介護に通常要する時間を超える指定介護予防認知症対応型通所介護であつて利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定介護予防認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護予防サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型通所介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であつて、その利

用者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第3号の費用については、指定地域密着型介護予防サービス基準省令第22条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する記録)

第5条 条例第41条第2項の規定により指定介護予防認知症対応型通所介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防認知症対応型通所介護計画
- (2) 条例第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (5) 条例第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (6) 条例第40条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第6条 条例第53条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用
- (2) 利用者の選択により通常の事業の実施地域以外の地域の居宅において訪問サービスを提供する場合に要する交通費
- (3) 食事の提供に要する費用
- (4) 宿泊に要する費用
- (5) おむつ代
- (6) 前各号に掲げるもののほか、指定介護予防小規模多機能型居宅介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの

- 2 前項第3号及び第4号に掲げる費用については、指定地域密着型介護予防サービス基準省令第52条第4項の別に厚生労働大臣が定めるところによるものとする。

(指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録)

第7条 条例第65条第2項の規定により指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

- (1) 指定介護予防サービス等の利用に係る計画
- (2) 介護予防小規模多機能型居宅介護計画
- (3) 条例第66条において準用する条例第22条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 条例第54条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (5) 条例第66条において準用する条例第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (6) 条例第66条において準用する条例第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (7) 条例第66条において準用する条例第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (8) 条例第66条において準用する条例第40条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

(指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が利用者から支払を受けることができる費用)

第8条 条例第78条第3項の規則で定める費用は、次のとおりとする。

- (1) 食材料費
 - (2) 理美容代
 - (3) おむつ代
 - (4) 前3号に掲げるもののほか、指定介護予防認知症対応型共同生活介護において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められるもの
- (指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録)

第9条 条例第86条第2項の規定により指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者が整備しなければならない利用者に対する指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に関する記録は、次のとおりとする。

- (1) 介護予防認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 条例第77条第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 条例第79条第2項の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 条例第87条において準用する条例第25条の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 条例第87条において準用する条例第37条第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 条例第87条において準用する条例第38条第2項の規定による事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 条例第87条において準用する条例第40条第2項の規定による報告、評価、要望、助言等の記録

付 則

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

付 則（平成28年3月31日規則第28号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。